

2026.1.23

事業承継における 遺言の必要性

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

年齢的にも、そろそろ自分自身の相続や事業承継について考える必要があると感じています。

先日参加したセミナーで、「自分で書く遺言（自筆証書遺言）」について、民法の規定が緩和されたと聞きました。具体的には、どのような点が変わったのでしょうか？

A

キド先生からの回答

2018年に行われた「民法の相続法改正」により、2019年1月13日から自筆証書遺言の方式が緩和されました（民法第968条）。これまで自筆証書遺言は、全文を手書きで作成する必要がありましたが、改正により、財産目録については、手書きで作成しなくてもよいことになりました。

たとえば、パソコンで作成した財産目録や、不動産の登記事項証明書、預金通帳のコピーなどを添付することが可能です。ただし、注意点として、財産目録のすべてのページに、本人の署名と押印が必要という要件があります。この点を満たしていないと、遺言として無効になる可能性がありますので注意が必要です。

■サンプル例

遺言書
私、佐藤〇〇は次の通り遺言する。
一 妻茂実、別紙に記載した財産目録一の財産を相続させる。
二 長男修に、別紙②に記載した財産を相続させる。
三 二男智に、別紙③に記載した財産を相続させる。

令和七年〇月〇日
佐藤〇〇 印

(注)本人の 自筆 で記入する必要があります。

財産目録別紙 一

目 録
一 所 在 東京都千代田区霞が関一丁目
地 番 〇番〇号
地 目 宅地面積〇〇平方メートル

～以下省略～

佐藤〇〇 印

(注)ワープロによる起債が認められておりますが、最後の「署名」は自筆で行う必要があります。

キド先生からのコメント

自筆証書遺言は法律上の細かな要件が定められています。特に、事業承継を伴う相続では、「誰に会社を承継させるのか」「株式や事業用資産をどう分けるのか」といった点が重要になります。遺言の内容や手続きについては、顧問税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しながら進めることをおすすめします。

